

はぴウォーク2025プロモーションおよびキックオフイベント 運営等に関する業務委託仕様書

1 委託業務名

はぴウォーク2025プロモーションおよびキックオフイベント運営等に関する業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

3 事業目的

第5次元気な福井の健康づくり応援計画において、「分かりやすく、誰でも取り組める」健康づくり施策を進めるに当たり、計画の最重点要素の「歩行」について、健康活動へのインセンティブ付与をきっかけに運動習慣の定着につなげ、健康寿命の更なる延伸を目指す。

具体的には、インセンティブ（ふくいはぴコイン）付与などを契機にウォーキングを通じた健康活動を促進していく「はぴウォーク2025」のウォーキングキャンペーンを実施するとともに、キャンペーン開催に先立ち、キックオフイベントを実施して県内のウォーキングの機運醸成を図る。

本事業では、県民に対して様々な面から「はぴウォーク2025」についてのプロモーションを実施・運営し、県内のウォーキングの機運醸成とともにキャンペーンへの参加を促す。また、著名人参加によるキックオフイベントをあわせて開催・運営する。

【「はぴウォーク2025」の概要（予定）】

（1）ウォーキングキャンペーン

①期間

ア) スプリングチャレンジ

4～5月：募集／5～6月：活動（任意の1か月）／7月～：実績報告、はぴコイン付与

イ) オータムチャレンジ

8～10月：募集／9～11月：活動（任意の1か月）／12月～：実績報告、はぴコイン付与

②対象となる活動

歩行（自己設定した目標に向かって、継続的に歩行に取り組む）

③インセンティブ

ふくいはぴコイン（現役世代：500ポイント／人、シニア世代：1,000ポイント／人）

※1人あたり1回のみ。なお、スプリングチャレンジ、オータムチャレンジの両方で目標達成した場合、別途インセンティブを想定

（2）チーム参加イベント

①参加条件

キャンペーン参加登録者がチームを作成し、イベントに申し込む

②定員

1チームあたり3～5名

③実施期間

スプリングチャレンジ：5～6月（任意の1か月）

オータムチャレンジ：9～11月（任意の1か月）

④インセンティブ

チームメンバー全員の実施期間における歩数実績（平均歩数）が上位となったチームについて、企業協賛品を進呈

(3) SNSイベント

①参加条件

健康政策課公式SNS（インスタグラム等）をフォローし、ハッシュタグ「#はぴウォーク2025」を付してウォーキングの意気込みや様子を発信

②実施期間

スプリングチャレンジ：4～7月／オータムチャレンジ：8～12月

③インセンティブ

期間中の投稿から、特にウォーキングの成果が現れたと認められる参加者の中から、抽選で企業協賛品を進呈

(4) キックオフイベント

①日時

令和7年4月27日（日）13～15時（2時間）

②場所

福井運動公園（セーレン・ドリームアリーナなど）

③対象者

「はぴウォーク2025」ウォーキングキャンペーンに参加する県民
（原則事前申し込みだが、当日参加も可）

4 事業内容

受託者は、福井県と協議の上、「はぴウォーク2025」で多くの県民にウォーキングに取り組んでもらうため、以下の（1）および（2）に掲げる業務を行うこと。

(1) プロモーション

①キャンペーン広告業務

キャンペーン参加を促進するインターネット広告（バナー広告）や紙面広告（新聞や情報誌の広告等）を出稿すること。なお、出稿に当たっては、以下のア）～ウ）に留意すること。

ア）共通事項

- ・ 広告には、原則として、福井県健康政策課が運営する「ふくい健康づくり応援サイト」の「はぴウォーク2025」専用ページ（以下、「はぴウォーク2025専用ページ」という。）へ誘導できるリンクや二次元コードなどのコンテンツを取り入れること。
- ・ 各広告における「はぴウォーク2025専用ページ」への誘導については、どの広告からの遷移（アクセス）なのか集計できるようにすること。
- ・ 誘導元を確認するに当たり、「はぴウォーク2025専用ページ」に広告のタグコードを埋め込む方法をとるときは、同サイトの運営委託先との調整が必要となるため、留意すること。（その費用等を企画提案に組み入れようとする場合は、県が運営委託先を紹介するのであらかじめ申し出ること。）
- ・ 広告の内容やデザインは、ウォーキングを通じた健康づくりに対して関心を抱き、ウォーキングへの行動変容につながるようなものであることに加え、上記サイトへの誘導が期待されるものであること。
- ・ 広告は、「はぴウォーク2025」内で実施する「キックオフイベント」、「チーム参加イベント」および「SNSイベント」等と連携させて、県民の参加意欲を引き出すような効果的なものとする

ること。

- ・ 広告については、福井県からの指示により、必要に応じて、福井県が実施する対面サポート会（歩数アプリやふくアプリのインストール支援等の操作説明）やコールセンター業務を内容に含む可能性があるため、留意すること。
- ・ 広告の出稿期間は、原則として、「はぴウォーク2025」スプリングチャレンジおよびオータムチャレンジの各参加受付期間（スプリングチャレンジ：4～5月／オータムチャレンジ：8～10月）とし、目標人数である2万人の参加につながるよう効果的な頻度で出稿すること。

イ) インターネット広告（バナー広告）について

- ・ インターネット広告の掲載先は、事業目的を達するのに適当と思われるWEBメディアを複数選択すること。なお、WEBメディアの選択に当たっては、メディアの特性を考慮し、必要によりターゲットとする年代に応じてWEBメディアを使い分ける等の工夫を図ること。
- ・ インターネット広告（バナー広告）は、動画と静止画のいずれも可とするが、WEBメディアの特性を考慮し、効果が期待できるものとする。
- ・ インターネット広告は多くの県民に参加を呼びかけるために実施するものであり、期待される効果については、企画提案の際に定量的に示すこと。
- ・ 広告は、クリック等により「はぴウォーク2025専用ページ」に遷移する仕様とすること。
- ・ 出稿に当たっては、ターゲットの属性（年齢、性別、居住地など）や配信回数、広告の種類、配信期間などを明らかにした出稿計画を提示すること。また、出稿計画においては、広告の想定アクセスの予定や目標を示すこと。
- ・ 広告出稿期間中は、随時、当該広告のアクセス数等の進捗確認や分析を行うことにより、柔軟に広告内容等の見直しを行うとともに、随時、その内容について福井県に報告できる体制とすること。

ウ) 紙面広告（新聞や情報誌の広告等）について

- ・ 広告を出稿する新聞や情報誌等の媒体については、購読数や配布先を考慮し、広く県民に周知可能なものを選択すること。ただし、特定の対象者に大きな影響を与えられるなど、効果的に参加者を集められる媒体である場合は、この限りではない。
- ・ 広告では、二次元コードなどを掲載することで「はぴウォーク2025専用ページ」に容易に遷移できる仕様とすること。

② 地元企業やインフルエンサー等を通じた情報発信業務

- ・ 福井県が健康づくりの推進に関する相互協力協定を締結している企業（※1）や県政全般にわたる包括協定を締結している企業（※2）、および県民が日常的に利用する商業施設等と提携し、当該施設利用者へ健康づくり事業として「はぴウォーク2025」を情報発信すること。なお、発信に当たっては当該企業・施設等と調整し、県民の関心を高めるための工夫を図ること。
- ・ 県民に大きな影響力を有するインフルエンサー等と協力し、「はぴウォーク2025」参加を通じてウォーキングに取り組む様子をSNS等で情報発信することにより、フォロワー等の県民がウォーキングを始めるきっかけ作りを図ること。また、SNSイベントとの親和性についても配慮すること。なお、発信にあたっては、伝統工芸アイドル「さくらいと」など県民の知名度が高いご当地アイドル等（以下、「アイドル等」という。）を積極的に起用し、「アイドル等」に県内各地のウォーキングイベントに出向宣伝させる等、実地での活動を伴うことで、県民に親近感のある内容となるよう工夫を図ること。

（※1）福井県が健康づくりの推進に関する相互協力協定を締結している企業（令和7年2月現在）

(五十音順)

- ・アクサ生命保険株式会社
- ・味の素株式会社
- ・大塚製薬株式会社
- ・福井県民生活協同組合

(※2) 福井県が県政全般にわたる包括協定を締結している企業

福井県ホームページ「福井県と民間企業等との包括連携について」(下記 URL) を参照

URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/seiki/minkanrenkei/renkei.html>

③キックオフイベント開催を通じた情報発信業務

- ・キックオフイベントを通じて県民が広くウォーキングキャンペーンを知ることができるよう、地元テレビ局と提携しイベントレポートを制作、放送する等して、マスメディアを通じた情報発信を行うこと。
- ・「アイドル等」を同イベント中にて「はぴウォーク公式アンバサダー」に任命するとともに、「アイドル等」がキックオフイベントを起点として年間を通じてプロモーション活動が行えるよう情報発信を工夫すること。

(2) キックオフイベント開催・運営

①キックオフイベント開催に係る総合調整

- ・会場設営、関係事業者の手配、関連物品の調達、事前参加の周知広報など、キックオフイベントの開催・運営に関する総合調整を行うこと。なお、会場となる福井運動公園(セーレン・ドリームアリーナ メインアリーナおよび関係者控室に限る)については、あらかじめ福井県にて施設使用の申請業務を行うことから、これに係る施設使用料は発生しないので留意すること。

②キックオフイベントでの演目実施

- ・キックオフイベントでは、以下のア)～ウ)に掲げる演目を実施し、司会・進行等のイベント当日の全体運営を行うこと。

ア) 著名人によるトークショー

- ・県民がイベントへの関心を高めることが期待される知名度の高い著名人を起用すること。なお、著名人はウォーキングや健康づくりと関連する者が望ましい。
- ・必要に応じてファン層をはじめとした来場者へ特典をプレゼントする企画を組み込む等して、来場者が著名人との交流を楽しめる内容とすること。

イ) ウォーキング講師による対面レッスンおよび実践

- ・ウォーキング方法を指導できる講師を起用し、来場者に対して対面指導すること。なお、ウォーキング方法は科学的に根拠のある内容で、県民が取り組みやすいものであること。
- ・会場内で当該ウォーキング方法を実践する機会を設け、来場者に効果を実感してもらうこと。

ウ) はぴウォーク公式アンバサダー任命

- ・「アイドル等」を「はぴウォーク2025」公式アンバサダーに任命し、ウォーキングキャンペーンの期間を通じて一緒にウォーキングに取り組むことを県民へ訴求すること。

③キックオフイベントでの関連ブース等の企画運営

- ・キックオフイベント開催に当たり、会場内に関連ブースを出展したり、来場者参加型のコンテンツを企画運営するなど、イベントへの関心を高めたり、参加者を多く集めたりするための工夫を取り入れること。

5 業務実施体制

- ・受託者は、本業務委託を統括する責任者を配置すること。
- ・本業務を効果的・円滑に実施するための体制（プロモーションの実施管理だけでなく、適時適切な効果測定や評価および必要に応じた見直しなどが行える体制）とすること。
- ・事故やトラブル、苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに福井県に報告すること。

6 計画書

受託者は、福井県に対し、事業実施前に事業計画書を提出すること。

7 報告書

受託者は、福井県に対し、事業終了後、実績報告書を提出すること。

8 成果物の使用について

- ・本業務の実施により生じた成果物に関するすべての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）ほか一切の権利は原則として福井県へ帰属するものとし、受託者（再委託等により制作を請け負う者を含む）は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果物の内容によっては受託者と協議の上で決定する。
- ・本業務の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、福井県は責任を負わない。

9 その他

この仕様書に定めのない事項およびこの仕様書に疑義が生じたときは、福井県と受託者が都度協議することとする。